

# 新潟県保険医会 FAXニュース

第57号

新潟県保険医会  
〒950-0865  
新潟市中央区本馬越2-17-5  
TEL (025)241-8625  
FAX (025)241-4959  
開所時間 月～金 9:00～17:30

## 新型コロナウイルス感染拡大に際しての診療等の 時限的・特例的な取扱いについて

4月8日、10日、14日に、相次いで厚労省事務連絡が発出されましたので概要をお知らせいたします。

これに伴い、これまでFAXニュース第53号、56号でお知らせした取扱いは廃止され、4月10日の事務連絡の取扱いに読み替えられます。

※ 4月10日診療分から適用となります。

※ 感染が収束するまでの間の時限的な取扱いであり、原則3か月ごとに検証を行うとしています。

### (1) 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療(以下、電話等を用いた診療)の実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(4月10日)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)(4月10日)より 以下(2)～(5)まで同患者から電話等により診療等の求めを受けた場合、医師の医学的判断の下、初診から電話等による診療での診断や処方が可能。

#### ① 算定点数

##### ・初診料 214点

(※本来は特定機能病院等で算定する点数であるが、電話等を用いた初診料として算定可能)

ただし、既に診療を継続中の患者が、他の疾患について初診があった場合には、電話等再診料を算定する。

・処方料、調剤料、薬剤料、調剤技術基本料、処方箋料 (処方が必要になった場合)

#### ② 患者の基礎疾患の情報の確認

できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク(※)又は健康診断の結果等により当該患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。

対面による診療が必要と判断される場合は、速やかに対面による診療に移行するか、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に紹介すること。 ※患者の同意を得た上で、医療機関間で診療上必要な医療情報

(患者の基本情報、処方・検査・画像データ等)を電子的に共有・閲覧できる仕組み

### ③ 処方薬剤の制限

- ・麻薬及び向精神薬の処方不可。
- ・診療録等により基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とし、下記薬剤の処方不可。

抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤(内服薬に限る)、シギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注射薬に限る)、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤、抗HIV薬

### ④ カルテ・処方箋の記載

- ・初診から電話等を用いた診療を行うことが適さない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、その説明内容について診療録に記載する。
- ・診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合、処方箋の備考欄にその旨を明記する。

### ⑤ 被保険者資格の確認

患者のなりすまし防止や虚偽申告による処方を防止する観点から、以下の措置を講じること。

- ・電話を用いる場合は、当該患者の被保険者証の写しをFAX、メール(撮影した写真を添付)等で医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行う。これらが困難な患者については、電話により氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)、「保険者名・保険者番号・記号・番号」等の被保険者証の券面記載事項を確認することによりよい。
- ・ビデオ通話等の視覚情報を含む情報通信手段を用いる場合は、患者は被保険者証により受給資格を、医師は顔写真付きの身分証明書により本人確認を互いに行うこと。

### ⑥ 一部負担金の徴収

銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等でもよい。

### ⑦ 電話等を用いて初診を行った後の取扱い

2度目以降の診療も電話等を用いて行う場合については、上記②、③に沿って実施すること。また、感染が収束して本事務連絡が廃止された後も診療を継続する場合は、直接の対面診療を行うこと。

## **(2)既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者に電話等を用いた診療及び処方を行う場合**

### **① 算定点数**

電話再診料、処方料、調剤料、薬剤料、調剤技術基本料、処方箋料、在宅療養指導管理料・同加算については、これまで出された事務連絡と同様の算定が認められる。

### **② 特定疾患療養管理料等の算定**

慢性疾患を有する定期受診患者に対して電話等を用いた診療及び処方を行う場合であって、以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者に対して、電話等を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は以下を算定できる。

#### **B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」147点（月1回限度）**

（参考1）「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等とは、特定疾患療養管理料、小児療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料を指す。これまで「情報通信機器を用いた場合100点」で算定することとされていたものが変更となった。

（参考2）147点は、特定疾患療養管理料の「許可病床数100床未満の病院」で算定する点数であるが、上記（参考1）の管理料の所定点数に代えて算定可能とされた。

### **③ 処方の取扱い**

当該患者にこれまで処方されていた医薬品を処方する場合は、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えない。当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方を行う場合は、電話等を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者に説明し同意を得た上で、説明内容について診療録に記載する。

## **(3) 患者が薬局において電話や情報通信機器を用いた服薬指導を希望する場合**

- ・処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載。
- ・患者の同意を得て、医療機関から患者の希望薬局にFAX等で処方箋情報を送付し、診療録に送付先の薬局を記載。
- ・医療機関は処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付する。

## **(4) 電話等を用いた診療における院内処方の薬剤配送について**

院内処方を行う場合、患者と相談の上、医療機関から直接配送等ができる。

- ・薬剤の品質保持（温度管理を含む）や、確実な授与等ができる方法（書留郵便等）で患者へ渡す。
- ・薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する。
- ・配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決

済、その他電子決済等の支払方法により実施できる。

## **(5) 実施状況報告とホームページでの公表**

下記医療機関は、その実施状況について、別添1の様式(略)により、所在地の都道府県に毎月報告を行う。当該報告に基づき、電話等を用いた診療を実施する医療機関の一覧が厚生労働省のホームページ等で公表される。

- ①初診から電話等を用いた診療や受診勧告を行う医療機関
- ②上記①について、2度目以降の診療も電話等を用いて診療や受診勧告を行う医療機関

## **(6) 院内トリアージ実施料について**

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)(4月8日)、

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その11)(4月14日)より

新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)の外来診療を行う保険医療機関において、当該患者の診療について、**B001-2-5 院内トリアージ実施料(300点)**を算定できる。

- ・受診の時間帯によらず算定できる。
- ・初・再診を問わず算定できる。
- ・「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う。特に、当該診療の手引き内の「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所)」の内容を参考とする。
- ・診療に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明する。
- ・新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)に対してのみ院内トリアージ実施料を算定する場合は、院内トリアージ実施料の施設基準を満たしているとみなし、届出は不要。

## **(7) オンライン診療料について**

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その11)(4月14日)より

- ①これまで「オンライン診療料」の届出を行っていない医療機関において、新規に「オンライン診療料」を算定する場合は、新型コロナウイルス感染が拡大している間であっても施設基準に係る届出が必要。
- ②施設基準要件の「1月当たりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であること」については、新型コロナウイルスの感染が拡大している間に限り適用しない。
- ③上記②以外の要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出を取り下げること。